

(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業

設計・施工一括発注

公募型プロポーザルVE提案実施要領

令和8年6月

海老名市

目次

1	本要領の位置付け	1
2	VE提案の定義	1
3	VE提案の範囲	1
4	対象者	1
5	申込方法	1
6	対話方法	2
7	対話日時及び場所	2
8	対話の出席者	3
9	対話の実施方法	3
10	対話結果の通知及び公開	4
11	技術提案書等への反映	4
12	禁止事項	4
13	留意事項	4

1 本要領の位置付け

本要領は、(仮称)海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業(以下「本事業」という。)の円滑な実施に資する事業手法として設計・施工一括発注方式を採用することとし、本事業の設計、監理及び施工等(以下「本業務」という。)を実施する事業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するにあたり、本プロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)が行うVE提案に関し、必要な事項を定めるものである。

2 VE提案の定義

VE提案とは、要求水準書に明示された条件を満たし、要求水準書及び基本計画図に示された品質及び性能(以下「要求品質及び性能」という。)を低下させることなく、コストの低減を可能とする基本計画図の変更について、参加者が行う提案をいう。

3 VE提案の範囲

VE提案により変更可能な範囲は、基本計画図に示された内容に限るものとする。ただし、要求品質及び性能を低下させる提案は認めない。なお、要求品質及び性能との適合判定に関する疑義の解消並びに提案方針について発注者の確認を得ることを目的としたVE提案は受け付けることとする。

本プロポーザルの事務局(以下「事務局」という。)が全ての参加者に開示すべきと判断し、本市ホームページに公開するVE提案項目を除き、VE対話を行わないVE提案項目の採用は認めない。ただし、要求品質及び性能を向上させるがコストが上昇しない提案並びにコストの上昇を伴う要求品質及び性能を向上させる提案については、VE提案を経ずに技術提案書にて提案することができるものとする。

4 対象者

参加資格を有している者のうち、VE提案について対話を希望する者(以下「VE提案者」という。)

5 申込方法

(1) 提出書類

① 紙媒体

次の書類をア～ウの順番に綴じ(ホチキス止め不可、クリップ止め可)、左2箇所を穴あけした上で4部(正1部、副3部)提出すること。

ア VE提案提出届(提案様式VE第1号)

共同企業体による参加の場合は、「商号又は名称」に共同企業体名を記載するとともに、代表構成員の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、代表構成員が押印すること。

イ VE提案総括表(提案様式VE第2号)

提案するVE項目を一覧にすること。VE提案総括表(提案様式VE第2号)の備考欄を確認の上、作成すること。

ウ VE 提案書（提案様式VE 第3号）

図等を用いてVE 提案の内容を簡潔にわかりやすく示すこと。原則1項目につき、A3横型1枚以内とする。ただし、関連する項目は1枚にまとめて記載することができる。また、VE 提案総括表（提案様式VE 第2号）の記載内容のみで提案内容が十分に理解できる場合は、VE 提案書（提案様式VE 第3号）の提出を省略することができる。下部右側にページ番号を付すとともに、提出の際はA4サイズに織り込むこと。

②電子媒体

提出書類を文字検索が可能なPDFファイルに変換し、記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を3部提出すること。電子媒体自体に本プロポーザル名及び参加者名を記すこと。

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く）の8時30分から17時15分（最終日は正午）まで受付。

(3) 提出期限

令和8年7月10日（金）正午必着（郵送を含む。）

(4) 提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1
海老名市役所市民協働部文化スポーツ課文化振興係

6 対話方法

(1) 対話に出席する者

この対話は以下の①～③に掲げる者が対面形式で行う。

①VE提案者

②事務局（関係課含む。）

③本事業の設計・施工発注に係るコンストラクション・マネジメント業務を受託している明豊ファシリティワークス株式会社（以下「CMR」という。）

(2) 対話の形式

対話は、提案の意図や具体的な内容について、事務局（関係課含む。）及びCMRが質問し、VE提案者が回答する形式とする。

(3) 対話結果の取扱

対話結果は、VE提案者名を伏せた上で、（仮称）海老名市文化交流拠点第1期施設整備事業設計・施工一括発注事業者選定委員会に報告する。

7 対話日時及び場所

対話日時と場所は、令和8年7月13日（月）以降にVE提案者にメールにて通知する。

(1) 日時

令和8年7月21日（火）から令和8年7月24日（金）までの期間中、事務局が指定する日時

※予定のため変更する場合がある。

(2) 場所

海老名市役所（神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1）内の会議室

8 対話の出席者

- (1) 出席者は提案の意図や具体的な内容を明確に説明でき、かつ、質疑に対して責任ある回答ができる者とし、合計 7 名以内とすること。
- (2) 本業務において配置を予定している技術者のうち、統括責任者、設計業務管理技術者、現場代理人又は監理技術者のうちいずれか 1 名は出席すること。

9 対話の実施方法

(1) 対話の流れ

対話の流れは以下のとおりとし、準備及び撤収を含めて 90 分以内とする。ただし、提案の項目数及び質疑回答の状況等によりこの限りではない。

- ① V E 提案者の入室、準備
- ② 事務局から進め方を説明
- ③ 対話
- ④ 事務局から対話結果の通知等について説明
- ⑤ 撤収、V E 提案者の退室

(2) 実施方法

- ① 対話は提出した V E 提案総括表（提案様式 V E 第 2 号）及び V E 提案書（提案様式 V E 第 3 号）（以下「V E 提案書等」という。）をもとに行うこととする。
- ② V E 提案者は、事務局が準備する以下の備品を使用し、V E 提案書等を投影して説明することができる。

ア 事務局が準備する備品

- a パソコン (Windows)
- b ミーティングボード
(MAXHUB V6 Transcend 86 インチ / 接続端子 USB Type-C)
- c プレゼンテーションマウス

イ 留意事項

- a 事務局が準備したパソコンを使用する場合は、投影する資料を U S B 等に保存して持参すること。
 - b パソコンを持参する場合は、持参したパソコンとミーティングボードとの接続不良に備えて、投影する資料を U S B 等に保存して持参すること。
- ③ 投影する資料は、提出した V E 提案書等の内容を変更しない範囲において、それらを加工して使用することができる。ただし、提出した V E 提案書等に記載のない新たな提案や内容変更は認めない。また、投影する資料は静止画のみとし、動画及び音声の再生並びにパネル及び模型等の持ち込みは認めない。

10 対話結果の通知及び公開

対話結果は、令和8年7月31日（金）までに電子メールで当該V E提案者に対してのみ通知する。ただし、対話結果のうち、事務局が全ての参加者に開示すべきと判断したV E提案項目は、本市ホームページにて公開する。

11 技術提案書等への反映

対話の結果、本市が採用可と判断したV E提案項目の内容については、基本計画図に示された内容を変更した上で技術提案書及び提案価格見積額に反映することができる。採用可とされたV E提案項目を技術提案書及び提案価格見積額に反映する場合は、技術提案書の提出時に採用V E一覧表（提案様式V E第4号）を提出すること。なお、採用可とされたV E提案項目の技術提案書及び提案価格見積額への反映は参加者の判断によるものとするが、反映した場合は、契約の一部となることに留意すること。

12 禁止事項

- (1) V E提案者は対話の状況を録画及び録音しないこと。ただし、事務局及びCMRは記録のために録音を行う。
- (2) V E提案者は対話中に携帯電話等の無線通信機器を使用し、出席者以外の者と連絡等を行わないこと。
- (3) 提出したV E提案書等に記載のない内容に関する対話は行わない。
- (4) 会場から途中退出したV E提案者は、再び入場することはできない。

13 留意事項

- (1) V E提案は任意であり、その提案の提出の有無及び採否によって技術提案書の提出が妨げられるものではない。
- (2) 対話結果のうち、事務局が全ての参加者に開示すべきと判断し、本市ホームページに公開したV E提案項目は、全ての参加者が採用できるものとする。
- (3) 対話を欠席した場合、提出したV E提案書等は全て不採用とする。